

利用上の注意

本報告書は、平成4年10月1日現在で実施した「平成4年通商産業省企業活動基本調査」について集計したものである。

企業活動基本調査の概要及び統計表の利用上の注意は、以下のとおりである。

I. 企業活動基本調査の概要

1. 調査の目的

本調査は、我が国企業の活動の実態を明らかにし、企業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査の根拠

本調査は、統計法（昭和22年法律18号）に基づく通商産業省企業活動基本調査規則（平成4年通商産業省令第56号）によって実施される指定統計調査（指定統計第118号）である。

3. 調査の範囲

本調査は、日本標準産業分類に掲げる大分類D—鉱業、F—製造業及びI—卸売・小売業、飲食店（中分類59—一般飲食店及び同60—その他の飲食店を除く。）に属する事業所を有する企業のうち、従業者50人以上、かつ資本金又は出資金3千万円以上の会社を調査対象としている。

4. 調査期日及び期間

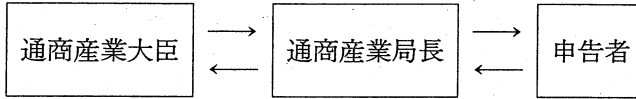
- (1) 平成4年調査の調査期日は平成4年10月1日現在である。
- (2) 調査期間は、原則として平成3年度（平成3年4月1日から平成4年3月31日まで）の一年間である。

5. 調査事項（詳細は巻末「調査票」参照。）

- (1) 企業の名称及び所在地
- (2) 資本金額又は出資金額
- (3) 企業の設立形態及び設立時期
- (4) 事業組織及び従業者数
- (5) 事業内容
- (6) 親会社、子会社・関連会社の状況
- (7) 企業間の取引及び海外取引
- (8) 資産及び投資
- (9) 調査及び研究開発
- (10) 技術の所有及び取引状況
- (11) 情報ネットワークの利用状況
- (12) 共同化の状況及び団体への加入状況

6. 調査方法

調査方法は、申告者の自計申告方式により、次の調査経路に従って、郵送にて調査（メール調査）を実施した。



7. 調査結果の公表

本調査の集計結果は、主要項目をとりまとめ「平成4年企業活動基本調査速報」として公表するほか、確報として平成4年企業活動基本調査報告書「第1巻 総合統計表」、「第2巻 事業多角化等統計表」、「第3巻 子会社等統計表」として公表する。

本報告書（第2巻 事業多角化等統計表）は、「5. 調査事項」のうち、企業の「(5)事業内容」及び「(7)企業間の取引及び海外取引」に関する事項について、集計したものである。

II. 統計表の作成及び利用上の注意

1. 企業の産業分類とその決定方法

(1) 企業の産業分類

本調査の産業分類は、事業所について適用する日本標準産業分類を適用しているが、製造業については一部分類を統合し、一般機械器具製造業には、武器製造業を含めている。

また、同分類を機械的にあてはめると、事業所ベースに比べて企業ベースの方が兼業の割合が高いため、各種商品卸売業及び各種商品小売業に分類される企業が大幅に増大し、本調査の目的の一つである多角化の把握などの分析にはそぐわないことになる。

このため、本調査の報告書では、この2つの産業を分類として採用せず、当該企業の主要活動によりそれぞれの産業に分類することとした。その結果、「総合商社」のような企業は、繊維品卸売業、鉱物・金属材料卸売業、機械器具卸売業などに分類され、「百貨店」や「スーパー」などは織物・衣服・身の回り品小売業や飲食料品小売業などに分類されている。

(2) 企業の産業の決定方法

1) 本調査では、企業の売上高を、企業で生産し、販売する①鉱産品の販売、②製造品の販売、③製造品の加工賃収入と、他の企業から商品を仕入れて販売する④仕入商品の販売、①～④以外の⑤その他の事業収入に分けて、それぞれ詳細に調べており、これらを合算し、最も販売額の大きいもので大分類（鉱業、製造業、卸売・小売業、その他の産業）を決定している。

2) その大分類の中において、売上高の最も高い販売品目で産業（小分類）を決定した。

(3) 産業という用語の使い方

本調査の報告書における「産業」という用語の使い方は2通りあり、企業の主力業種の販売額によって産業を決め、鉱業企業、製造企業、卸売企業、小売企業を比較する場合には、〇〇企業という用語を用い、それぞれの産業の内訳をみる場合には、〇〇製造業、〇〇卸売業、〇〇小売業という用語（あるいはこの略称）を用いている。

(4) 産業分類及びその事業活動例示については、巻末の付録「企業活動基本調査業種分類表」を参照してください。

2. 統計表及び集計項目の説明

(1) 従業者及び資本金(又は出資金)は、平成3年度末現在で、従業者規模別統計表は常時従業者数(有給役員、常時雇用者)の区分によっている。

(2) 事業の多角化に関する表

1) 「事業活動別」統計表は、企業の売上高(①鉱産品の販売額、②製造品の販売額、③製造品の加工賃収入額、④他企業からの仕入商品の販売額、①～④以外の⑤その他の事業収入額)を、各業種分類に属する活動別に集計したものである。

2) 「事業形態別」とは、企業の行う事業活動が、業種分類でみて単数のみの活動か、複数の活動を行っているかによって区分したものをいう。

3) 「資本形態別」とは、単独企業と資本系列企業による経営形態別に区分してみたものをいう。

① 「単独企業」とは、資本系列企業以外の企業をいう。

② 「資本系列企業」とは、親会社、子会社、関連会社のいずれかに当てはまる企業をいう。

なお、外資比率が1/3を超える外資系企業も含まれる。

③ 産業別、事業活動別、資本形態別統計表は、次のような表章となっている。

	計		資本系列		単 独	
	企業数	売上高	企業数	売上高	企業数	売上高
120 食料品製造業						
自社鉱産品・製造品売上高						
054 非金属鉱業						
121 畜産食料品製造業						
}						
340 その他の製造業						
加工賃収入額						
121 畜産食料品製造業						
}						
340 その他の製造業						
仕入商品売上高						
501 繊維品卸売業						
}						
589 その他の小売業						
その他の事業収入額						
590 代理商・仲立業						
010 農業						
}						
890 その他のサービス業						

事業活動のうち、

「自社鉱産品・製造品売上高」とは、自社で生産した鉱産品、製造品の売上高の合計である。

「加工賃収入額」とは、他企業から支給された原材料、半製品、部品を加工した加工賃の合計である。

「仕入商品売上高」とは、他企業から商品を仕入れて、加工をせずに、そのまま他企業又は一般消費者に販売した売上高の合計である。

「その他の事業収入額」とは、上記以外の農林水産業、建設業、飲食店、サービス業などの事業による収入額の合計である。

120 食料品製造業に格付けされた企業が、事業活動別に、どのような産業分類に属する売上げ又は収入があったのかを表している。

(3) 企業間の関連・海外取引に関する表

1) 企業の内外別の仕入高及び売上高

①企業の「仕入先」又は「売上先」の「海外」には、自ら輸入、輸出したもののほか、他企業を経由して輸入・輸出した間取引分を含んでいる。

②「資本関係会社」とは、親会社、子会社及び関連会社をいう。

2) 製造品の生産委託状況

①「製造品の生産委託」とは、他企業に規格、仕様を指示し、完成品、半製品、部品、付属品、原材料を製造又は加工されることをいう。

②「OEM製品」とは、委託者のブランドで供給する製品をいう。

③ 部品・半製品等の「外注加工賃」とは、他企業に企画、仕様を指示し、材料あるいは半製品を外注先に支給して加工させた加工賃の支払額をいう。

3) 生産の下請状況

「下請」とは、中小企業において、自社よりも資本金又は従業者数の大きな企業からの製造、加工又は修理の委託を受けることをいう。

3. 記号及び注記

(1) 統計表中の記号、「-」は該当数字なし、「0」は四捨五入のため単位未満のもの。

また、「x」は1又は2の企業に関する数字であるため、個々の申告者の秘密が漏れる恐れがあるので秘匿したことを示す。なお、この秘匿によってもxが算出される恐れがあるものについては、企業数が3以上でもxで秘匿した箇所がある。

(2) 各項目の金額・構成比の積み上げは、単位未満を四捨五入しているため合計と内訳が一致しない場合がある。また、金額は原則として百万円単位で表章している。

4. この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「通商産業省平成4年企業活動基本調査報告書」による旨を記載して下さい。

5. 質疑の問い合わせ先

この統計表について質疑のある場合は、通商産業大臣官房調査統計部管理課企業統計調査室あてに御連絡ください。

郵便番号100 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

電話 03-3501-1511 (代表) 内線2413、2414

03-3501-1831 (直通)